

第一種動物取扱業の更新について

※登録の更新の申請は、有効期間の末日の2ヵ月前から可能

(必要なもの)

- 様式第4 第一種動物取扱業登録更新申請書 ※業種ごとの申請が必要
- 様式第1別記 第一種動物取扱業の実施の方法 ※販売業、貸出業のみ
- 様式第1別記2 犬猫等健康安全計画 ※犬・猫の販売業のみ
- 参考様式第1 申請者・動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類
- 事業所・飼養施設の権限を証明する書類 ※承諾書、賃貸借契約書、登記事項証明書など
- 登記事項証明書および役員の氏名・住所一覧 ※申請者が法人の場合
※登記事項証明書に役員の氏名・住所一覧が記載されている場合は役員の氏名・住所一覧は不要
- 申請手数料 1件あたり15,300円 ※県証紙にて納入すること

(変更・追加がある場合に必要なもの)

- 動物取扱責任者等の要件を証明する書類（次のいずれか）
 - (1) 実務経験：第一種動物取扱業務従事証明書（責任者1名につき1枚）
※証明者が個人の場合は届出印を用いて押印し、
証明者が法人の場合は会社印あるいは代表者印を押印する。
 - (2) 教育：成績証明書、卒業証明書
※原本を確認するので、書類提出時に写しと原本を用意すること。
 - (3) 資格：資格証
※原本を確認するので、書類提出時に写しと原本を用意すること。

事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員

事業所毎に配置される重要事項の説明等をする職員を含む

- 飼養施設の平面図 新規登録申請時もしくは変更の届出時から変更がある場合
 - (1) 飼養施設付近の見取図 ※飼養施設がなければ、事業所の見取図
 - (2) 飼養施設の平面図（①建物周辺、②設備） ※飼養施設がある場合
- その他の書類（知事が求める場合）

提出書類は 原本＋コピー1部 ＝ 2部 必要です。

1部は自分の保管用の副本になります。登録後に副本はお返しします。